

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までは50円、20年1月から21年3月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月頃から25年3月頃まで

私は、昭和18年6月に、A社B事業所に入社し、経理課企画係で勤務していたが、徴兵のため、20年4月1日にC市町村で入隊した。その後、終戦により復員した後、25年3月まで同社で勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人が、昭和19年6月1日に同社において被保険者資格を取得した記録が確認できるとともに、上記被保険者台帳によると、20年1月1日に標準報酬月額が変更されていることが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳において、申立人のA社B事業所における資格喪失日欄は空欄となっている。

一方、申立人は、A社B事業所に継続雇用されたまま、昭和20年4月に兵役に就いたと供述しているところ、申立人の軍歴から、申立人は、同年4月5日に入隊し、同年9月14日に帰休除隊していることが確認でき、申立

期間当時は、戦時下の労働統制の下、労務調整令(昭和17年1月10日施行)により、工場労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されていた状況を踏まえると、申立人は、軍隊に徴集されるまでの期間において同社に継続して勤務していたと考えるのが相当である。

また、上記の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、「私は、徴兵により戦争に行っていたが、会社は継続して雇用していた。」と供述しており、当該同僚のうち、徴兵期間に係る供述が得られた同僚1人の被保険者記録を確認したところ、徴兵期間においても、被保険者資格が継続していることから、A社B事業所では、軍隊の徴集期間中の従業員を、継続雇用するとともに、厚生年金保険にも加入させていたことがうかがえる。

なお、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間において被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

さらに、A社B事業所からD社E事業所への事業所名変更に伴い、昭和21年2月以降に書き換えられたものと考えられるD社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が確認できないが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、事業所名がA社B事業所からD社E事業所に変更されていることが確認できる。

しかしながら、D社E事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和21年4月16日である人事課勤務の同僚、資格取得日が同年6月15日である経理課勤務の同僚及び資格取得日が同年10月5日である経理課勤務の同僚が、いずれも申立人のことを記憶しておらず、かつ申立人も上記の同僚3人を記憶していないことから、申立人は同年4月以降、同社に勤務していたことが確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、A社B事業所に昭和21年3月31日まで勤務していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録及びA社B事業所に在籍していた申立人と同年代で同職種の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和19年10月から同年12月までは50円、20年1月から21年3月までは60円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和18年6月頃から19年6月1日までの期間については、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚1人は、「申立人は、昭和18年から勤務していた。」と供述していることから、入社時期は特定できないものの、申立人は、当該期間において、同社で勤務

していたことは推認できる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が全面的に施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたことから、一般職員（経理課勤務）である申立人は、当該期間において労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

また、前述のとおり、A 社 B 事業所に係る被保険者名簿及び申立人の被保険者台帳には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日と記載されているところ、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料の徴収は行われていない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から 25 年 3 月頃までの期間については、前述の人事課勤務の同僚（1 人）及び経理課勤務の同僚（2 人）の供述から、申立人が A 社 B 事業所に勤務していたことが確認できない上、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 18 年 6 月頃から 19 年 10 月 1 日までの期間及び 21 年 4 月 1 日から 25 年 3 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年2月まで

申立期間については、事業所に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったため、毎月、実家の父に私の国民年金保険料を送金していた。父が昭和50年9月頃に国民年金の加入手続きを行い、集金人(故人)に国民年金保険料を納付していたはずなので、未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月にA市町村(現在は、B市町村)において旧姓で払い出されているところ、オンライン記録及び申立人のA市町村からの転入記録(昭和54年4月3日付け処理)が確認できるC市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は54年1月1日となっていることが確認できる上、前述の国民年金手帳記号番号の払出以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の父親が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年7月まで

私は、A社を退職後に、市町村役場から国民年金の加入手続書類及び国民年金保険料の払込用紙が送られてきたので、平成7年4月か5月頃に、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は銀行員を通じて納付した。

また、申立期間のうち、平成8年4月から同年7月までの期間については免除の記録となっているが、私は免除申請を行った覚えも無い。申立期間については保険料を納付したはずなので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退社後の平成7年4月か5月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成7年4月26日）から1年以上経過した平成8年7月2日に、B市町村において払い出されていることが確認できる上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続は、「国民健康保険の加入と同時に行った。」と主張しているところ、i) B市町村は、申立人の国民健康保険加入届日は平成11年10月13日、同資格取得日は同年9月26日のみである旨回答していること、ii) オンライン記録によると、申立人は11年9月26日にC社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、国民年金保険料は同年9月から現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人はこの時点に係る加入手続と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、「平成8年4月から同年7月までの期間について、免除

申請した覚えは無い。」と主張しているが、申立人の母親についても平成8年4月から10年3月までの期間は申請免除期間となっている上、B市町村は、その当時の免除申請の取扱いについて「当時は申請免除に該当する未納者に往復はがきを出して、それに記入の上、返信してもらい、それを免除申請書用紙に貼り付けて免除申請を行っていた。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、平成 5 年 1 月頃、A 社を退職し、B 市町村役場で転入手続と併せて国民年金の加入手続を行ったが、その際、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知った。

その後、B 市町村に居住している間に、妻が、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。

以上のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 5 年 1 月頃、B 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、B 市町村に居住している間に、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号に係る国民年金被保険者の納付開始状況からみて平成 5 年 4 月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に係る戸籍の附票によると、この時期は、申立人が B 市町村に居住した時期であることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期については、申立人の供述とほぼ一致する。

しかしながら、前述の申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間の保険料を納付するためにはそれ以前に別の同手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿の氏名検索を行ったものの、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されている事情もうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立人の平成 5 年 1 月から同年 3 月までの

期間の国民年金保険料は同年7月28日に、同年4月から同年8月までの期間の保険料は同年6月30日から同年8月26日までの間に順次収納されていることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間について納付したとする保険料は、前述の同年1月から同年8月までの保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、A市町村からB市町村（現在は、C市町村）に引っ越して間もない昭和50年12月頃、役場かD金融機関の集金人に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月27日にA市町村において払い出されていることが確認できる上、戸籍の附票によると、申立人は、50年11月15日に住所をB市町村に移していることが確認できることから、申立人が主張する「国民年金の加入手続」は国民年金被保険者の住所変更の届出と考えられるところ、当該住所変更の届出が行われた50年11月又は同年12月頃の時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人から申立期間に係る保険料の納付金額及び納付方法の詳細について具体的な供述は無い。

また、申立人は、前述の届出及び申立期間の国民年金保険料の納付は、役場又はD金融機関の集金人に行ったと主張しているところ、C市町村では、「B市町村における申立期間当時の国民年金保険料の集金状況については不明である。」と回答していることから、申立期間当時の集金人による過年度保険料及び特例納付保険料の取扱いについて確認することができない上、E金融機関は、「当組合の集金人が国民年金に関する届書を預かることはなかったと思われる。」と回答している。

さらに、F年金事務所において保管されている昭和50年10月から51年3

月までに処理された領収済通知書を調査したが、申立人に係る当該通知書は確認できなかった。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付について証言できる者として挙げている申立人の元夫は、「当時、申立人と集金人が5年間遡って国民年金保険料を納めるという話をしていた。」と証言しているものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月頃から28年3月頃まで

私の夫は、昭和24年3月頃から28年3月頃までA事業所で運転手として勤務したが、「厚生年金加入記録のお知らせ」には、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い。同事業所で配車係をしていた同僚の名前を記憶しているため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で運転手として勤務し、当時、同事業所で配車係をしていた同僚の名前を記憶していると申し立てている。

しかしながら、i) A事業所(昭和28年にB社と名称変更)が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年1月1日から28年3月31日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を有する103人の同僚のうち、連絡先が判明した13人に照会したところ、回答のあった11人全員が、申立人のことを記憶していないと回答していること、ii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶していた配車係の同僚と同姓の者が1人確認できること、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格は、申立期間後の28年12月21日から56年12月30日までとなっていることに加え、当該同僚は申立期間中の25年5月30日から27年6月23日までの期間に別の事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人のことを記憶していない。」と供述していること、iii) C警察本部からの回答によると、申立人が運転免許を取得したのは、申立期間後の28年12月12日であることから、申立人の申立期間における同事業所での勤務実態につ

いて確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚は、「B社では、厚生年金保険に加入していない人もいた。」と供述していることから、同事業所では勤務している全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち昭和24年3月頃から25年12月31日までの期間について、A事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

なお、申立人が昭和31年4月から32年3月まで勤務したC社とB社は事業主が同一人で、両事業所は同じ建物内にあり、C社における申立人の同僚2人は、「B社で仕事をしていた時期は、B社で厚生年金保険に加入していると思っていたが、C社で厚生年金保険に加入している記録となっている。両事業所は仕事上の関係もあった。」と供述している上、申立人が記憶していた同僚が配車係となった時期について、当該同僚の前任の配車係であった者は、「昭和32年頃であった。」と供述していることを踏まえると、申立人がC社に勤務していた32年頃に、B社で配車係を担当していた同僚の名前を記憶していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。